

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第2部門第6区分

【発行日】平成20年1月10日(2008.1.10)

【公開番号】特開2006-219152(P2006-219152A)

【公開日】平成18年8月24日(2006.8.24)

【年通号数】公開・登録公報2006-033

【出願番号】特願2005-32518(P2005-32518)

【国際特許分類】

B 6 5 D 43/06 (2006.01)

【F I】

B 6 5 D 43/06

【手続補正書】

【提出日】平成19年11月16日(2007.11.16)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

筒状の胴部と同胴部下縁に一体形成された底部からなる容器本体と、同容器本体の上部開口部に嵌合されて同容器本体を封塞する蓋体とを有し、同容器本体の上部開口部周縁及び同蓋体周縁にそれぞれフランジ部及びフランジ包囲部を形成し、同蓋体が同容器本体の上部開口部に嵌合された状態で同フランジ包囲部が同フランジ部を外側方から包囲するようとした運搬用容器において、

前記容器本体側に形成された第1の係合部と前記蓋体側に形成された第2の係合部とは同蓋体を同容器本体の前記上部開口部に嵌合させた状態で強制的に係合させられ同蓋体は同容器本体に固定される一方、

前記フランジ部は下垂するスカート部を備え、同スカート部の下端外周側には同フランジ部を周回するとともに上方に開口した連結用溝部が形成され、

前記蓋体が前記容器本体の前記上部開口部に嵌合された状態で前記フランジ包囲部の下端は前記スカート部の前記溝部内に挿入されることを特徴とする運搬用容器。

【請求項2】

前記蓋体は前記容器本体に嵌合された状態で同容器本体の上部開口部から同容器本体内周面に沿って下垂する同蓋体の全周に渡って形成された隣接壁部を有し、同容器本体内側面に形成された前記第1の係合部と同隣接壁部の外側面に形成された前記第2の係合部とを強制的に係合させるようにしたことを特徴とする請求項1に記載の運搬用容器。

【請求項3】

前記第1の係合部は前記容器本体の周方向に延びる条体であるとともに、前記第2の係合部は同隣接壁部の周方向に延びる条体であることを特徴とする請求項2に記載の運搬用容器。

【請求項4】

前記フランジ部全周に渡って第1の溝部を形成するとともに、前記フランジ包囲部には同第1の溝部に対応する第2の溝部を形成し、前記蓋体を前記容器本体に固定した状態において同両溝部内にはその全長に渡って可撓性の密閉部材が嵌入されていることを特徴とする請求項1～3のいずれかに記載の運搬用容器。

【請求項5】

前記フランジ部を上方及び外側方から包囲する前記フランジ包囲部の内側面は同フランジ

部の外側面と密着していることを特徴とする請求項1～4のいずれかに記載の運搬用容器。

【請求項6】

前記フランジ部は前記上部開口部から側方に向かって張り出した張り出し部を備え、前記スカート部は同張り出し部前方から下垂され、同張り出し部上部に前記第1の溝部が形成されることを特徴とする請求項5に記載の運搬用容器。

【請求項7】

前記蓋体の隣接壁部の外側面は容器本体内周面と密着していることを特徴とする請求項2～6のいずれかに記載の運搬用容器。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0007

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0007】

また、請求項5の発明では請求項1～4のいずれかに記載の発明の構成に加え、前記フランジ部を上方及び外側方から包囲する前記フランジ包囲部の内側面は同フランジ部の外側面と密着していることをその要旨とする。

つまり、蓋体と容器本体の密閉性を担保する外周縁を構成するフランジ部とフランジ包囲部が密閉部材を介在させなおかつ両者の対向する面同士が密着することとなるため、密閉性が更に向上する。また、密着することによってフランジ部とフランジ包囲部が一体化し、外力に対する剛性が向上しひずみにくくなる。

また、請求項6の発明では請求項5に記載の発明の構成に加え、前記フランジ部は前記上部開口部から側方に向かって張り出した張り出し部を備え、前記スカート部は同張り出し部前方から下垂され、同張り出し部上部に前記第1の溝部が形成されるようにしたことをその要旨とする。

これによってフランジ包囲部と接するフランジ部の外表面の面積を大きくし、なおかつ面積増大にも関わらずフランジ部自体の軽量化を図ることが可能となる。フランジ部の外表面の面積を大きくすることによってフランジ部と密着するフランジ包囲部との接触面積が大きくなつて密閉性がより向上する。

また、請求項7の発明では請求項2～6のいずれかに記載の発明の構成に加え、前記蓋体の隣接壁部の外側面は容器本体内周面と密着していることをその要旨とする。

これによって蓋体と容器本体が嵌合されて対向する面同士が広く密着することとなるとともに、容器本体と蓋体との間に密閉部材が介在されることとなるため、非常に密閉性が向上する。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0015

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0015】

一方、外スカート部38側では蓋13のバケツ本体12に対する押圧に伴つて同外スカート部38はフランジ部21の内スカート部23の外表面に案内されながら下降し、その下端側が連結用溝部24内に挿入される。

また、フランジ包囲部34の下降に伴つて張り出し部37の下面に形成された第2の溝部41に張り出し部22の第1の溝部25に嵌合された無端ゴムチューブ27の突出部29が嵌合される。そして、ちょうど上記容器内係合溝39が係合溝17に嵌まり、外スカート部38がちょうど連結用溝部24に嵌まった状態で両張り出し部22、37の対向面は密着する。

【手続補正4】

【補正対象書類名】図面

【補正対象項目名】図 5

【補正方法】変更

【補正の内容】

【図 5】

